

食品の提供を行う イベント主催者の方へ

簡易なテント等にて調理・提供する店舗
(仮設・臨時営業) の出店予定がある場合

→イベントの概要を開催場所を管轄する区の衛生課に
お早めに (目安: 1か月前まで) ご相談ください!

<ご提示いただく主な項目>

開催日時、開催場所、目的(趣旨)、規模、後援の有無

※出店者一覧の提出を求める場合もあります

✓仮設・臨時営業を行うことができる行事等※に該当する
イベントであるか、事前に衛生課の確認が必要となります。

※【出店可能な行事等の例】
・市民祭、産業祭、花火大会などの一時的に開催される行事
・花見、海水浴場などの季節的に開催される行事
・国や地方公共団体等の後援があるもの

【出店不可な行事等の例】
・単に興行であるもの(映画、演劇、音楽、スポーツ等)
・単に物品販売の集客や宣伝を目的としたもの
・特定の参加者のみによるイベント(会員制等)

【各区衛生課の問合せ先】

問合せ先	所在地	連絡先
青葉区	仙台市青葉区上杉一丁目5-1 青葉区役所6階	022-225-7211 (内線6722~6726)
宮城野区	仙台市宮城野区五輪二丁目12-35 宮城野区役所4階	022-291-2111 (内線6722~6723)
若林区	仙台市若林区保春院前丁3-1 若林区役所2階	022-282-1111 (内線6722~6723)
太白区	仙台市太白区長町南三丁目1-15 太白区役所5階	022-247-1111 (内線6722~6723)
泉区	仙台市泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所東庁舎4階	022-372-3111 (内線6722~6723)

その他留意事項については裏面をご確認ください。

事前の 留意事項

- ✓ イベントの概要について、事前に開催場所を管轄する区の衛生課にご相談ください。（目安：1か月前まで）
- ✓ 出店者が必要な手続きを行っているか、ご確認ください。

営業許可の確認

- ✓ イベント会場で食品を調理・提供するには、飲食店営業（仮設又は臨時）の許可が必要です。出店者が、有効期間内の仙台市の営業許可書を有していること、営業計画書に当該イベント情報を記載していることをご確認ください。
- ✓ 新たに営業許可を申請する場合、許可書の発行には日数を要し、後日の受け取りとなります。出店予定者と十分に調整してください。

提供品目の確認

- ✓ 仮設・臨時による飲食店営業で提供できる食品は、営業計画書に記載のあるものに限ります。

物品販売時の確認

- ✓ 営業許可を有する施設で製造、又は加工されたものしか販売できません。包装された食品には、適切な食品表示があることを確認し、表示に記載されている保存方法を守って販売していることをご確認ください。

当日の 留意事項

上記3つの確認事項を出店者に確認の上、主催するイベントにおける適切な食品の提供に努めてください。
(保健所職員もイベント会場を巡回する場合があります)

必要な設備等の確認

- 営業許可書・営業計画書
- 器具、手指の洗浄設備+約40Lの水
- ハンドソープ
- 防じん設備（屋根+三方を囲うテント）
- 保冷設備（保冷剤・温度計）
- 蓋付きのごみ箱
- 器具・容器等の保管設備
- 排水バケツ

食中毒の防止

- ✓ 出店者はHACCPに沿った衛生管理が必要です。

食中毒予防3原則を遵守

